

## 所得税および復興特別所得税確定申告のご案内

管轄税務署	期 間	会 場	電話番号
熊本西税務署 (中央・西・南・北区)	2月16日(月)～3月16日(月) ※土曜・日曜日は除く。 午前9時～午後4時	熊本地方合同庁舎B棟2階 (西区春日2丁目10-1)	096-355-1181 (自動音声案内)
熊本東税務署(東区)		熊本東税務署 (東区東町3丁目2-53)	096-369-5566 (自動音声案内)

※熊本西税務署は、平成26年11月4日(火)に庁舎を移転しました。今回の会場は新庁舎ですので、お間違えのないようにお越しください。  
 ※駐車場には限りがあります。周辺道路の混雑が予想されますので公共交通機関をご利用ください。  
 ※申告相談会場は、原則、土曜・日曜は開設していませんが、熊本西・東税務署では、2月22日(日)、3月1日(日)に限り開設しています。  
 ※期限間近になると混雑しますので、申告と納税は早めに済ませてください。  
 ※平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。確定申告書の作成にあたっては、「復興特別所得税」欄の記載もれのないようご注意ください。

### 確定申告書の作成は 国税庁ホームページで!

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書などが作成できます。作成した申告書は、電子申告(e-Tax)や郵送で提出できます。ぜひ、ご利用ください。詳しくは各税務署へ。

## 確定申告書作成の際には「住民税・事業税に関する事項」の記載を忘れずに!

16歳未満の扶養親族や配当割額控除額など該当があれば、必ず記載してください。記載がない場合は、市県民税が正しく計算されない場合があります。

### ●ふるさと納税など寄附金税額控除がある方

「寄附金税額控除」欄に記載するとともに確定申告第二表中「所得から差し引かれる金額に関する事項」の「寄附金控除」欄に寄附先の所在地・名称、寄附金額を正確に記載してください。

### ●給与、公的年金等の所得があり、かつそれ以外の所得がある方

給与・公的年金等以外の所得に係る市県民税について個人で納付を希望する場合は、「自分で納付」欄に丸を記載してください。記載がない場合は、「給与から差引き」となります。



詳しくは各区役所税務課へ。

## 決算説明会および消費税説明会を開催します

・事業(営業等、農業)所得者と不動産所得者を対象とした決算説明会を開催します。

	対 象	期 日	開催時間	場 所
白色申告	営業等所得がある方	1月19日(月)	午前10時～正午	国際交流会館大ホール
	不動産所得がある方		午後1時半～3時半	
	農業所得がある方	1月21日(水)	午後1時半～3時半	国際交流会館第3会議室
青色申告	不動産所得がある方	1月22日(木)	午前10時～正午	
	事業(営業等、農業)所得がある方	1月23日(金)	午後1時半～3時半	
		1月27日(火)	午前10時～正午	
不動産所得がある方	1月28日(水)	午後1時半～3時半		

・個人事業者の方で、消費税課税事業者に該当される方を対象とした、平成26年分の消費税および地方消費税の申告作成方法について消費税説明会を開催します。

対 象	期 日	開催時間	場 所
個人の消費税課税事業者	1月29日(木)	午前10時～正午 午後1時半～3時半	市総合体育館・青年会館 2階研修室

※決算書などの用紙は会場に準備してあります。  
 ※不明な点は、各税務署へご連絡ください。  
 ※国際交流会館に無料駐車場はありません。公共交通機関をご利用いただくか、近隣有料駐車場をご利用ください。

### 連絡先

・中央、西、南、北区に住む方／熊本西税務署 特別記帳指導官 ☎096-355-1181(自動音声案内)  
 ・東区に住む方／熊本東税務署 個人課税第1部門 記帳指導担当者 ☎096-369-5566(自動音声案内)  
 詳しくは各税務署へ。

## 償却資産の申告は2月2日(月)までに!

平成27年1月1日現在、市内に償却資産(構築物、機械、工具、器具、備品、船舶などの事業用資産)をお持ちの方(法人、個人)は、2月2日(法定申告期限)までに、「償却資産申告書」を課税管理課または各区役所税務課へ提出してください。

申告書には、所有する資産の多少にかかわらず、減価償却済の資産も含めて記入してください。

### 〈主な償却資産〉

構築物 …………… 駐車場などの舗装、緑化設備、外構、ビニールハウス など  
 機械・装置 …………… 製造加工機械、機械式駐車場、土木建設機械、農業用機械(乾燥機など)  
 車両・運搬具 …………… 大型特殊自動車(ロードローラーなど)  
 船舶 …………… 漁船、作業船、モーターボート など  
 工具・器具・備品 … エアコン、パソコン、ロッカー、コピー機 など

### 申告書の作成について

申告書は、資産の所在する区ごとに作成してください。

#### ■単一区のみに資産を所有する方

(例)「中央区」のみに資産を所有  
 →「中央区」分の申告書を作成

#### ■複数の区に資産を所有する方

(例)「中央区」と「東区」に資産を所有  
 →「中央区」と「東区」分の申告書をそれぞれ作成

お問い合わせは、課税管理課(☎096-328-2195)へ。



## 電子申告 eLTAX(地方税ポータルシステム)について

eLTAXをご利用いただく場合の償却資産の申告については、申告書および全資産用の種類別明細書を資産が所在する区ごとに作成(入力)してください。

なお、申告データの送信については、eLTAXの申告先が区ごとに設けてありますので、資産の所在区ごとに送信してください。  
 ※eLTAXを利用する際の事前手続き(利用届出など)については、eLTAXのホームページ(<http://www.eltax.jp>)をご覧ください。

具体的な操作方法については、一般社団法人 地方税電子化協議会eLTAXヘルプデスクへお問い合わせください。

☎0570-081459(IP電話、PHSなどからは045-759-3931) [受付時間 午前9時～午後5時(土・日、祝日、年末年始は除く)]